



野生鳥獣の捕獲について



野生鳥獣(鳥類または哺乳類に属する常時山野で生息している生物)は、「鳥獣保護管理法」で許可なく捕獲および殺傷をすることは原則禁止されています。

しかし、野生鳥獣から作物を荒らされるといった農林業被害や、住宅に野生鳥獣が住み着いて生活環境が悪化するなどといった被害が発生し、防除対策を行っても被害が防止できない場合は、被害を受けた者が必要な手続きにより許可を受けて自ら捕獲を行うことができます(①の場合)。また、特例として許可不要の捕獲を行うこともできます(②の場合)。

なお、狩猟免許(第1種銃猟、第2種銃猟、網猟、わな猟)の保有の有無、捕獲区域によって捕獲方法は限定されます。詳しくはお問い合わせください。

①許可を受けて捕獲する場合の流れ(通常の手続き)

- (1) 被害状況の把握(被害状況写真の撮影や、被害金額、これまで行った被害対策のまとめ)
- ↓
- (2) 役場もしくは県北広域本部阿蘇地域振興局への相談
- ↓
- (3) 捕獲の許可申請の手続き
- ↓
- (4) 許可後に捕獲実施。捕獲後は埋設するなど適切に処理する

②許可不要の捕獲について(狩猟期間中の捕獲の特例)

捕獲しようとする箇所が鳥獣保護区、特例休獣区等の捕獲に制限がある箇所以外であり、かつ狩猟鳥獣(下記(4)参照)に指定されているものを狩猟期間中(イノシシ、ニホンジカは11月1日~3月15日、それ以外の鳥獣は11月15日から2月15日)に捕獲する場合、許可不要の捕獲ができます。

ただし、下記(1)~(3)に掲げる者が対象です。

- (1) 熊本県内で平成30年度の狩猟者登録を行っている者。
- (2) 法定猟法以外の猟法(例 手捕り、農林業者が事業に対する被害を防止する目的で囲いわなを使用する場合)で狩猟鳥獣を捕獲する者。
- (3) 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しない網(かすみ網を除く)、わな、手捕りにて狩猟鳥獣の捕獲をする者。
- (4) 狩猟鳥獣に指定されている野生鳥獣(全48種)

鳥類(28種類)／カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類(20種類)／タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(雄)、チョウセンイタチ(雄)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 Tel(67) 2706

または 熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局 農林部 林務課 Tel 0967(22) 2312

特別天然記念物 「二ホンカモシカ」の 生息、目撃情報について

連絡先

教育委員会 社会教育係
農政課 林務整備係
Tel (67) 2706 Tel (67) 1602

■生きている二ホンカモシカを目撃したら
①むやみに近づかない。興奮した場合、突進・角で攻撃されれる可能性があります。
②逃げ道をふさがない。
③怪我や病気がなく元気な場合は、本来おとなしい性格ります。
④子どもの場合は、近くに親がいることがほとんどです。

■死んでいる二ホンカモシカを見つけたら
①なるべく動かさず、左記までご連絡をお願いします。村から県に連絡後、調査されます。

